

生活保護法
指定介護機関の手引き

札幌市保健福祉局総務部保護課

令和8年4月

<目次>

1	生活保護制度の概要	1
(1)	目的	1
(2)	基本原理	1
(3)	実施上の原則	1
(4)	保護の種類	1
2	介護扶助の概要	2
(1)	介護扶助の範囲	3
(2)	介護扶助の方針及び報酬	3
(3)	介護扶助の受給者	3
(4)	要介護認定等	3
3	介護費用の請求	4
(1)	介護報酬の請求	5
(2)	本人支払額	5
(3)	短期入所の食費・滞在費	5
(4)	施設入所の居室	5
(5)	特定施設・認知症対応共同住宅に係る利用料	6
(6)	ケアプラン	6
(7)	介護施設入所者の基本生活費	7
4	他法他施策との関係	8
(1)	障害福祉サービスとの関係	8
(2)	限度額の考え方	8
5	指定介護機関	9
(1)	介護機関の指定等	9
(2)	変更等の届出	9
(3)	指定介護機関の義務等	11
	指定介護機関介護担当規程	12
	生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬	14
	生活保護法（関係分抜粋）	16

1 生活保護制度の概要

(1) 目的

憲法第 25 条には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定されており、この理念に基づき、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。（生活保護法第 1 条）

(2) 基本原理

ア 無差別平等

生活困窮の原因を問わず、経済状態に着目して生活保護（以下「保護」という。）を行います。（法第 2 条）

イ 最低生活

健康で文化的な生活水準を維持することができるものとしています。（法第 3 条）

ウ 保護の補足性

生活に困窮する者が、資産、能力その他あらゆるものを活用することを要件としています。（法第 4 条）

(3) 実施上の原則

ア 申請保護

申請に基づき保護を開始します。

ただし、通報があった時には適切な処置をとる必要があることから、職権による保護ができる旨も規定しています。（法第 7 条）

イ 基準及び程度

基準は厚生労働大臣が定め、不足分を補うものとしています。（法第 8 条）

ウ 必要即応

年齢、健康状態など個々の事情を考慮して行います。（法第 9 条）

エ 世帯単位

世帯を単位として生活保護の要否及び程度を定めます。（法第 10 条）

(4) 保護の種類

保護は次の 8 つの扶助から構成されています。（法第 11 条）

生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助

2 介護扶助の概要

介護扶助は、保護の8つの扶助のうちの1つであり、他の扶助と同様に生活保護法の原理原則に基づき行われます。

(1) 介護扶助の範囲

介護扶助の範囲は以下ア～クのとおりです。（法第15条の2）

ア 居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うもの）

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護

イ 福祉用具

腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分

ウ 住宅改修

エ 施設介護

オ 介護予防（介護予防支援計画に基づき行うもの）

介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

カ 介護予防福祉用具

腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分

キ 介護予防住宅改修

ク 介護予防・日常生活支援（介護予防支援計画又は介護保険法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業による援助に相当する援助に基づき行うものに限る。）

ケ 移送

(2) 介護扶助の方針及び報酬

介護保険の介護方針及び介護報酬の例によります。(法 54 条の 2 第 5 項により準用する法第 52 条)

介護保険の給付対象外の実費(例:通所介護の昼食代、理美容代等)は、利用者の負担となり、介護扶助の対象ではありません。

居宅介護(居宅介護支援計画に基づき行うもの)、介護予防(介護予防支援計画に基づき行うもの)、介護予防・日常生活支援(介護予防支援計画又は介護予防ケアマネジメントに基づいて行うもの)については、区分支給限度基準額の範囲内とされており、区分支給限度基準額を超える介護サービスについては、全額自己負担となります。(介護扶助運営要領 第 5-2-(1)-ア)

(3) 介護扶助の受給者

介護扶助の受給者は以下ア～ウのとおりです。(介護扶助運営要領 第 4-1)

ア 介護保険第 1 号被保険者(65 歳以上)のうち、要介護者・要支援者、基本チェックリストにより要支援者に相当する状態と確認された者

イ 介護保険第 2 号被保険者(40 歳以上 65 歳未満)のうち、特定 16 疾病による要介護者・要支援者

生活保護受給者は国民健康保険の適用除外者であるため、国民健康保険以外の医療保険(協会けんぽ、組合健保等)に加入している場合を除き、医療保険には加入していません。

このため、生活保護受給者の中には、40 歳以上 65 歳未満であっても、「医療保険加入」の要件を満たさず、第 2 号被保険者に該当しない者がいます。

ウ 以下のすべてを満たす者(H 番号受給者、みなし 2 号の者)

- ・介護保険被保険者ではない者
- ・40 歳以上 65 歳未満の生活保護受給者
- ・特定 16 疾病による要介護・要支援状態の者

(4) 要介護認定等

ア 介護保険の被保険者(第 1 号被保険者・第 2 号被保険者)

介護保険法の規定に基づき、被保険者として要介護認定等(1 号については基本チェックリストによる確認を含む)を受けます。(介護扶助運営要領 第 4-2-(1))

要介護認定は区保健福祉課へ申請し、介護扶助は区保護課へ申請します。

イ 介護保険の被保険者以外の介護扶助受給者(H 番号受給者、みなし 2 号の者)生活保護制度で要介護認定等(基本チェックリストによる確認を含まない)を行

います。（介護扶助運営要領 第4-2-(2)）

介護扶助の申請をすると、介護扶助の要否判定の一環として要介護認定等を行います（審査判定は介護認定審査会に委託します。）。

3 介護費用の請求

(1) 介護報酬の請求

介護扶助の介護報酬は、介護保険の介護報酬に準じます。

施設介護については、施設介護サービス費のほか、食費も介護扶助の対象となります。（居住費は原則として支給しません。）

ア 介護保険の被保険者（第1号被保険者・第2号被保険者）

区役所保護課から指定介護機関あてに交付する介護券の有効性を確認し、保険請求分と公費（介護扶助）請求分を合わせて国保連に請求します。

なお、介護券に本人支払額が記載されている場合は、公費分本人負担額として請求書に記載するとともに、本人支払額分を利用者から徴収します。（**介護扶助運営要領第5-2-(7)-オ**）

介護保険の被保険者の公費（介護扶助）請求額は、原則として介護報酬の1割分ですが、請求額が月額15,000円^{※1}を超えた場合の超過分は介護扶助費ではなく、高額介護サービス費として介護保険から給付されます。

生活保護受給者の高額介護サービス費は現物給付とされており、国保連から直接介護機関へ支払われますので、請求時や受領後の手続きは不要です。（**介護扶助運営要領に関する疑義について 問(2)**）

施設入所者については、このほか、食費（日額300円^{※2}×入所日数）分を介護扶助として給付します。食費の基準費用額との差額は、特定入所者介護サービス費として介護保険から給付されます。（**介護扶助運営要領に関する疑義について 問(3)**）

※1 生活保護受給者の高額サービス費の利用者負担段階は、第1段階です。

※2 生活保護受給者の特定入所者介護サービス費の利用者負担段階は、申請により、第1段階が適用されます。

イ 介護保険の被保険者以外の介護扶助受給者（H番号受給者、みなし2号の者）

区役所保護課から指定介護機関あてに交付する介護券の有効性を確認し、費用の全額を公費（介護扶助）請求分として国保連に請求します。

なお、介護券に本人支払額が記載されている場合は、公費分本人負担額として請求書に記載するとともに、本人支払額分を利用者から徴収します。（**介護扶助**

運営要領第 5-2-(7)-オ)

(2) 本人支払額

年金等の収入がある生活保護受給者については、介護扶助として給付する額の一部を自己負担する場合があります。この場合の自己負担額は、生活保護の決定として本人に通知されるほか、区役所保護課から指定介護機関あてに交付する介護券に本人支払額として金額が記載されますので、本人支払額分を利用者から徴収していただくようお願いします。

ただし、介護券記載の本人支払額が、以下に示す上限額を超えている場合は、利用者から徴収する前に区保護課の担当ケースワーカーへ連絡をお願いします。

ア 介護保険の被保険者（第 1 号被保険者・第 2 号被保険者）の上限額

公費（介護扶助）請求額が 15,000 円未満の場合はその額が、15,000 円以上の場合は 15,000 円が本人支払額の上限額です。

施設入所者については、食費に相当する日額 300 円×入所日数分を加算した額が本人支払額の上限額となります。（介護扶助運営要領 第 5-2-(3)）

イ 介護保険の被保険者以外の介護扶助受給者（H 番号受給者、みなし 2 号の者）の上限額

公費（介護扶助）請求額が本人支払額の上限額です。

(3) 短期入所の食費・滞在費

ア 介護保険の被保険者（第 1 号被保険者・第 2 号被保険者）

介護扶助では食費・滞在費の対応はしませんので、介護保険の特定入所者介護サービス費の制度を活用の上、利用者負担分を利用者から徴収していただくようお願いします。

イ 介護保険の被保険者以外の介護扶助受給者（H 番号受給者、みなし 2 号の者）

介護扶助では食費・滞在費の介護保険の特定入所者介護サービス費相当額を区保護課から直接給付します。

「介護保険負担限度額認定証」は交付されませんが、生活保護受給者であることをもって第 1 段階の利用者負担分を利用者から徴収していただき、基準費用額と利用者負担分の差額（特定入所者介護サービス費相当額）は区保護課へ請求します。

(4) 施設入所の居室

介護扶助では、施設入所の居住費は原則として支給しません。

居住費の全額が特定入所者介護サービス費で対応される多床室の利用が原則であり、個室等（ユニット型個室、ユニット型準個室、従来型個室）の利用については、

以下ア～ウのいずれかにに該当する場合に限定されています。

なお、生活保護受給者については、特別な居室、療養室の利用はできません。

ア 居住費の利用者負担分について、保護費で対応しなくても入所が可能な場合

- ・介護保険における経過措置により居住費の取扱いが多床室と同様の場合
- ・自治体の単独事業等により居住費の利用者負担分が免除される場合
- ・施設側が利用者の収入の状況等にかんがみ、居住費の徴収を行わない場合
- ・社会福祉法人利用者負担額減免の適用により居住費が軽減（免除）される場合

イ 個室入所中に新たに生活保護受給者となった場合及び多床室入所中に個室等に改築・改修された場合で、転所等が行われるまでの間

（特別基準として、居住費の利用者負担分を対応。）

ウ 個室等の利用について真にやむを得ない特別な事由があると判断される場合

（厚生労働大臣へ情報提供の上、居住費の利用者負担分を対応。）

(5) 特定施設・認知症対応共同住宅に係る利用料

特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の利用に際しては、入居に係る利用料が住宅扶助の基準額を超過する場合は利用できません。「入居に係る利用料」とは、家賃、管理費（家賃相当の利用料）及び入居に際し支払う必要がある保証金（敷金等）のことです。

住宅扶助の基準額については、区保護課の担当ケースワーカーへお問い合わせください。

(6) ケアプラン

ア 認定資料の提供

居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者又は第1号介護介護予防支援を実施する者(以下、「居宅介護支援事業者等」という。)がケアプランの作成にあたり認定資料を必要とする場合は、介護保険の被保険者（第1号被保険者・第2号被保険者）については介護保険の保険者（区保健福祉課）へ提供依頼を、介護保険の被保険者以外の介護扶助受給者(H番号受給者、みなし2号の者)については区保護課へ提供依頼を行います。

イ 作成時の留意点

生活保護法の指定を受けている介護機関を選定します。

また、やむを得ない場合を除き、別途交通費が必要となるサービス提供地域外の介護機関を利用することはできません。

介護扶助の程度は支給限度額の範囲内とします。支給限度額を超過するサービスは全額自己負担となります。

ウ 区保護課への提出

ケアプラン（写）は、原則として利用者本人が提出します。

ケアプランを居宅介護支援事業者等が直接提出する場合は、本人の同意（区保護課あての同意書と居宅介護支援事業者等あての同意書）が必要です。

なお、介護保険の被保険者以外の介護扶助受給者（H 番号受給者、みなし 2 号の者）の場合は、ケアプランの作成依頼者が区役所保護課であるため、本人の同意がなくても直接提出が可能（同意を得ることが望ましい）とされています。

(7) 介護施設入所者の基本生活費

介護保険施設入所者のおむつ代及びおむつ洗濯代等は介護報酬に含まれており、その他費用として入所者から徴収することはできませんので留意してください。

金銭管理を行う場合は、原則として個人ごとに口座を設けて管理し、その収支状況についても個人ごとに整理し把握する必要があります。

4 他法他施策との関係

(1) 障害福祉サービスとの関係

ア 介護保険の被保険者（第1号被保険者・第2号被保険者）

介護保険給付と介護扶助が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」（障害者総合支援法）に基づく自立支援給付に優先します。

イ 介護保険の被保険者以外の介護扶助受給者（H番号受給者、みなし2号の者）

障害者総合支援法に基づく自立支援給付、地域生活支援事業（訪問入浴、日常生活用具給付）が介護扶助に優先します。

例1：障害福祉サービスの居宅介護（ホームヘルプサービス）が利用可能な場合は、必要最小限度の時間数を確保できない場合を除き介護扶助の訪問介護を利用できません。

例2：地域生活支援事業の訪問入浴サービスが利用可能な場合は、介護扶助の訪問入浴サービスを利用できません。

例3：日常生活用具として特殊寝台が給付可能な場合は、介護扶助の福祉用具貸与として特殊寝台の貸与を受けることができません。

(2) 限度額の考え方

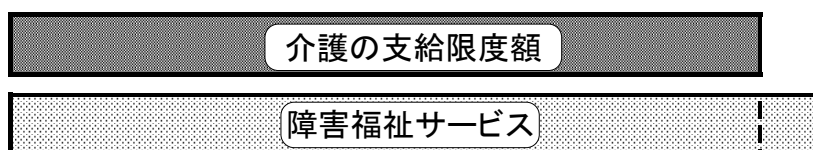
介護保険の被保険者以外の介護扶助受給者（H番号受給者、みなし2号の者）が介護扶助と障害福祉サービスを併用して利用する場合（例1）は、区分支給限度基準額から障害福祉サービスの利用額を控除した額が介護扶助の支給限度額となります（要常時介護時に一部例外規定有）。（介護扶助運営要領 第5-2-(2)-エ）

このため、障害福祉サービスの利用額が区分支給限度基準額を超過している場合（例2）は、介護扶助を利用することができません。

例1：介護サービス支給限度額＝支給限度額－障害福祉サービス利用額



例2：介護サービスが受けられない場合



5 指定介護機関

(1) 介護機関の指定等

指定介護機関とは、生活保護法による介護扶助のための介護を担当する機関をいい、申請があったもののうち、介護保険法の規定による指定又は開設許可を受けているものであって、介護扶助のための介護について理解を有していると認められるものについて指定します。

ただし、平成 26 年 7 月 1 日以降に介護保険法の規定による指定又は開設許可を受けた施設又は事業所（以下「みなし指定事業所」という。）については、生活保護法第 54 条の 2 第 2 項の規定により、生活保護法の指定介護機関として指定を受けたものとみなされるため、**原則として保護課への指定申請は不要です。**

なお、生活保護法の指定を不要とする場合は、生活保護法第 54 条の 2 第 2 項ただし書の規定に基づき、申出（書の提出）を行うことにより指定を受けないこともできます（地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設については、指定を不要とする申出を行うことはできません。）。

(2) 変更等の届出

生活保護法第 54 条の 2 第 7 項（令和 8 年 4 月 1 日施行）の規定により、変更等（変更、廃止、休止及び再開）の届出についても介護保険法上の届出と同一の事由に基づく届出があったものとみなすことができるようになった（以下「みなし変更」という。）ため、令和 8 年 4 月 1 日以降に介護保険法の規定による変更等の届出を行う場合、**原則として保護課への届出は不要です**（ただし、令和 8 年 3 月 31 日以前に介護保険法の規定による変更、休止、再開（廃止を除く）の届出を行っていたものの、生活保護法上の届出を行っていなかった場合は、保護課への届出が必要です。）。

なお、以下の場合、当該指定介護機関の所在地を管轄する区役所保健福祉部保護（一）課へ届出が必要です（詳細は次頁を参照してください。）。

ア 生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 関係

- ・法（「医療法」、「健康保険法」、「薬事法」、「医師法」、「歯科医師法」、「介護保険法」、「保健師助産師看護師法」、「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」、「柔道整復師法」）による処分を受けたとき

イ 生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 51 条関係

- ・指定介護機関の指定を辞退するとき（30 日以上の予告期間を設けること）

指定介護機関の届出事項一覧

区分／ 届出用紙	届出事由	届出対象者
指定申請 ／ 指定申請書	生活保護法の指定を新規に受けようとする場合	<p>届出が必要な方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年 6 月 30 日以前に介護保険法の規定による指定又は開設許可を受けたが、生活保護法上の指定は受けていなかった方 ・平成 26 年 7 月 1 日以降に指定不要の申出書を提出したが、新たに生活保護法上の指定を希望する方 <p>届出が不要な方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年 7 月 1 日以降に介護保険法の規定による指定又は開設許可を受けた方(指定不要の申出書を提出していた場合を除く)
変更／ 変更届書	<p>(以下は、いずれも介護保険事業者番号の変更を伴わない場合。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護施設にあっては、施設の名称又は所在地が変わった場合 ・介護施設以外の介護事業者にあっては、事業者の名称若しくは主たる事務所の所在地又は事業所の名称若しくは所在地が変わった場合 ・介護機関の開設者の氏名、住所又は職名若しくは名称が変わった場合 ・介護機関の管理者の氏名又は住所が変わった場合 	<p>届出が必要な方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 8 年 3 月 31 日以前に介護保険法の規定による変更、休止、再開の届出を行っていたものの、生活保護法上の届出を行っていなかった方 <p>届出が不要な方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 8 年 4 月 1 日以降に介護保険法の規定による変更、休止、再開の届出を行う方
休止／ 休止届書	一時的に介護を担当することができなくなったが、当該介護機関の開設者がこれを復旧する意思及び能力を有する場合	
再開／ 再開届書	休止した指定介護機関を再開した場合	
廃止／ 廃止届書	<ul style="list-style-type: none"> ・介護機関を廃止した場合 ・介護機関の開設者（法人の場合は名称）の変更等により介護保険事業所番号に変更があった場合 	届出は不要
辞退／ 辞退届書	生活保護法の指定を辞退しようとする場合(30 日以上予告期間を設けること。)	いずれの場合も届出が必要
指定不要 ／ 申出書	生活保護法のみなし指定を不要とする場合	
処分／ 処分届書	法による処分を受けた場合	

(届出用紙は、各区保健福祉部保護(一)課管理係にあります。また、札幌市公式ホームページからダウンロードすることもできます。URL→<https://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/shikinogo.html>)

(3) 指定介護機関の義務等

指定介護機関は、生活保護法の介護扶助のための介護について理解を有している
と認められるものについて指定するものとされているほか、適切に介護サービス
を提供できると認められることを条件として指定を行うものとされており、次のよう
な事柄を守っていただくこととなります。

ア 生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条関係

- ・ 指定介護機関担当規程及び介護方針告示に従うこと
- ・ 懇切丁寧に被保護者の介護を担当すること
- ・ 被保護者の介護について、札幌市長の行う指導に従うこと

イ 生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 52 条関係

- ・ 被保護者の介護の方針及び介護の報酬は、介護保険の例により請求すること

ウ 生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 53 条関係

- ・ 札幌市長が行う介護の報酬の額の決定に従うこと

エ 生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 54 条関係

- ・ 厚生労働大臣又は札幌市長の報告命令に従うこと
- ・ 厚生労働大臣又は札幌市長の書類の提出又は提示の命令に従うこと
- ・ 厚生労働大臣又は札幌市長の出頭の求めに応じること
- ・ 厚生労働大臣又は札幌市長が当該職員に行わせる質問又は検査に応じること

指定介護機関介護担当規程

(平成 12 年 3 月 31 日 厚生省告示第 191 号)

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条第 1 項の規定により、指定介護機関介護担当規程を次のように定め、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

(指定介護機関の義務)

第 1 条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規定の定めるところにより、介護を必要とする被保護者（以下「要介護者」という。）の介護を担当しなければならない。

(提供義務)

第 2 条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

(介護券)

第 3 条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

(援助)

第 4 条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めるときは、速やかに、要介護者が所定の手続をすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

(証明書等の交付)

第 5 条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

(介護記録)

第 6 条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第 7 条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(通知)

第8条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 一 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 二 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定 による介護の方針及び介護の報酬

平成 12 年 4 月 19 日 厚生省告示第 214 号
改正 平成 17 年 厚生労働省告示第 449 号
平成 18 年 厚生労働省告示第 298 号
平成 20 年 厚生労働省告示第 172 号
平成 24 年 厚生労働省告示第 181 号
令和 2 年 厚生労働省告示第 302 号
令和 6 年 厚生労働省告示第 180 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定に基づき、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定による介護の方針及び介護の報酬を次のように定め、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 127 号第 3 項第 1 号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第 145 条第 3 項第 1 号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 2 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 136 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 3 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 9 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 4 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 11 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 5 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）第 14 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 6 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 135 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同

令第190条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。

- 7 介護保険法（平成9年法律第123号）第51条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。
- 8 介護保険法第51条の3第5項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。
- 9 介護保険法第61条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。
- 10 介護保険法第61条の3第5項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。

生活保護法（関係分抜粋）

注：生活保護法第 50 条から第 54 条までは、指定医療機関についての条文ですが、指定介護機関についても準用されます。

また、本市は「指定都市」につき条文中、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長（札幌市長）」と読み替えます。

ここではそのための語句の読み替え（「指定医療機関」→「指定介護機関」など）をしたうえで掲載しています。読み替え部分は二重下線で示してあります。

（この法律の目的）

第 1 条 この法律は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

（無差別平等）

第 2 条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

（最低生活）

第 3 条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

（保護の補足性）

第 4 条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治 29 年法律第 89 号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護を優先して行われるものとする。

3 前 2 項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

（申請保護の原則）

第 7 条 保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。

（基準及び程度の原則）

第 8 条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつ

て、且つ、これをこえないものでなければならない。

(必要即応の原則)

第9条 保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。

(世帯単位の原則)

第10条 保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

(種類)

第11条 保護の種類は、次のとおりとする。

- 一 生活扶助
- 二 教育扶助
- 三 住宅扶助
- 四 医療扶助
- 五 介護扶助
- 六 出産扶助
- 七 生業扶助
- 八 葬祭扶助

2 前項各号の扶助は、要保護者の必要に応じ、単給又は併給として行われる。

(介護扶助)

第15条の2 介護扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要介護者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者をいう。第3項において同じ。）に対して、第1号から第4号まで及び第9号に掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要支援者（同条第4項に規定する要支援者をいう。以下、この項及び第6項において同じ。）に対して、第5号から第9号までに掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない居宅要支援被保険者等（同法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に相当する者（要支援者を除く。）に対して、第8号及び第9号に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うものに限る。）
- 二 福祉用具
- 三 住宅改修
- 四 施設介護
- 五 介護予防（介護予防支援計画に基づき行うものに限る。）
- 六 介護予防福祉用具
- 七 介護予防住宅改修
- 八 介護予防・日常生活支援（介護予防支援計画又は介護保険法第115条の45第1項

第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業による援助に相当する援助に基づき行うものに限る。)

九 移送

2～7 (略)

(医療扶助の方法)

第34条 (略)

2～6 (略)

7 急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合においては、被保護者は、第2項及び前項の規定にかかわらず、指定を受けない[介護機関](#)については[介護](#)の給付を受け(略)ることができる。

8 [介護](#)扶助のための保護金品は、被保護者に対して交付するものとする。

(介護扶助の方法)

第34条の2 介護扶助は、現物給付によつて行うものとする。ただし、これによることができないうとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。

2 前項に規定する現物給付のうち、居宅介護、福祉用具の給付、施設介護、介護予防、介護予防福祉用具及び介護予防・日常生活支援(第15条の2第7項に規定する介護予防・日常生活支援をいう。第54条の2第1項及び別表第2において同じ。)の給付は、介護機関(その事業として居宅介護を行う者及びその事業として居宅介護支援計画(第15条の2第3項に規定する居宅介護支援計画をいう。第54条の2第1項及び別表第2において同じ。))を作成する者、その事業として介護保険法第8条第13項に規定する特定福祉用具販売を行う者(第54条の2第1項及び別表第2において「特定福祉用具販売事業者」という。)、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院、その事業として介護予防を行う者及びその事業として介護予防支援計画(第15条の2第6項に規定する介護予防支援計画をいう。第54条の2第1項及び別表第2において同じ。)を作成する者、その事業として同法第8条の2第11項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う者(第54条の2第1項及び別表第2において「特定介護予防福祉用具販売事業者」という。)並びに介護予防・日常生活支援事業者(その事業として同法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業を行う者をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)であつて、第54条の2第1項の規定により指定を受けたもの(同条第2項本文の規定により同条第1項の規定を受けたものとみなされたものを含む。)にこれを委託して行うものとする。

3 前条第5項及び第6項の規定は、介護扶助について準用する。

(指定の申請及び基準)

第49条の2 厚生労働大臣による前条の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、[介護機関](#)の開設者の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。

- 一 (略)
 - 二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 三 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 四 申請者が、第 51 条第 2 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者(当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があつた日前 60 日以内に当該指定を取り消された[介護機関](#)の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実に関して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
 - 五 申請者が、第 51 条第 2 項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 51 条第 1 項の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。
 - 六 申請者が、第 54 条第 1 項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第 51 条第 2 項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第 51 条第 1 項の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。
 - 七 第 5 号に規定する期間内に第 51 条第 1 項の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、申請者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)が、同号の通知の日前 60 日以内に当該申出に係る[介護機関](#)の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。
 - 八 申請者が、指定の申請前 5 年以内に被保護者の[介護](#)に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
 - 九 当該申請に係る[介護機関](#)の管理者が第 2 号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 3 (略)
 - 4 (略)

([指定介護機関](#)の義務)

第 50 条 第 49 条の規定により指定を受けた[介護機関](#)(以下「[指定介護機関](#)」という。)は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の[介護](#)を担当しなければならない。

- 2 指定介護機関は、被保護者の介護について、厚生労働大臣又は札幌市長の行う指導に従わなければならない。

(変更の届出等)

第 50 条の 2 指定介護機関は、当該指定介護機関の名称その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定介護機関の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10 日以内に、その旨を第 54 条の 2 第 1 項（第 2 項本文の規定により第 1 項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）の指定をした厚生労働大臣又は札幌市長に届け出なければならない。

(指定の辞退及び取消し)

第 51 条 指定介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。）は、30 日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

- 2 指定介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した介護機関については厚生労働大臣が、札幌市長の指定した介護機関については札幌市長が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
- 一 指定介護機関が、第 49 条の 2 第 2 項第 1 号から第 3 号まで又は第 9 号のいずれかに該当するに至つたとき。
 - 二 指定介護機関が、第 49 条の 2 第 3 項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
 - 三 指定介護機関が、第 50 条又は次条の規定に違反したとき。
 - 四 指定介護機関の介護の報酬の請求に関し不正があつたとき。
 - 五 指定介護機関が、第 54 条第 1 項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 六 指定介護機関の開設者又は従業者が、第 54 条第 1 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定介護機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
 - 七 指定介護機関が、不正の手段により第 49 条の指定を受けたとき。
 - 八 前各号に掲げる場合のほか、指定介護機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。
 - 九 前各号に掲げる場合のほか、指定介護機関が、被保護者の介護に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
 - 十 指定介護機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前 5 年以内に被保護者の介護に関し不正又は著しく不当な行為

をした者であるとき。

(介護の方針及び介護の報酬)

第 52 条 指定介護機関の介護の方針及び介護の報酬は、介護保険の介護の方針及び介護の報酬の例による。

- 2 前項に規定する介護の方針及び介護の報酬によることのできないとき、及びこれによることを相当としないときの介護の方針及び介護の報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

(介護費の審査及び支払)

第 53 条 札幌市長は、指定介護機関の介護サービスの内容及び介護の報酬の請求を随時審査し、且つ、指定介護機関が第 54 条の 2 第 5 項において準用する前条の規定によって請求することのできる介護の報酬の額を決定することができる。

- 2 指定介護機関は、札幌市長の行う前項の決定に従わなければならない。
- 3 札幌市長は、第 1 項の規定により指定介護機関の請求することのできる介護の報酬の額を決定するに当っては、介護保険法に定める介護給付費審査委員会の意見を聴かななければならない。
- 4 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、指定介護機関に対する介護の報酬の支払に関する事務を、国民健康保険団体連合会に委託することができる。
- 5 第 1 項の規定による介護の報酬の額の決定については、審査請求をすることができない。

(報告等)

第 54 条 札幌市長（厚生労働大臣の指定に係る指定介護機関については、厚生労働大臣又は札幌市長）は、介護扶助に関して必要があると認めるときは、指定介護機関若しくは指定介護機関の開設者その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対して、必要と認める事項の報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定介護機関の開設者その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定介護機関について実地に、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第 28 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

(介護機関の指定等)

第 54 条の 2 厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院について、札幌市長は、その他の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくはその事業として介護予防支援計画を作成する者、特定介護予防福祉用具販売事業者又は介護予

防・日常生活支援事業者について、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関を指定する。

- 2 介護機関について、別表第2の第1欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる指定又は許可があつたときは、その介護機関は、その指定又は許可の時に前項の指定を受けたものとみなす。ただし、当該介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）が、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限りではない。
- 3 第1項の規定により指定を受けた介護機関であつて別表第2の第2欄に掲げる指定又は許可を受けたもの（前項本文の規定により第1項の指定を受けたものとみなされたものを含む。以下この項、次項及び第7項において「別表第2指定介護機関」という。）に係る第1項の指定は、当該別表第2指定介護機関が同表の第3欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。
- 4 別表第2指定介護機関に係る第1項の指定は、当該別表第2指定介護機関が別表第2の第4欄に掲げる場合に該当するときは、その該当する期間、その効力（それぞれ同欄に掲げる介護保険法の規定による指定又は許可の効力が停止された部分に限る。）を停止する。
- 5 第49条の2（第2項第1号を除く。）の規定は、第1項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係るものを除く。）について、第50条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関（第2項本文の規定により第1項の指定をうけたものとみなされたものを含み、同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第2項本文の規定により第1項の指定をうけたものとみなされたものを含む。）を除く。）について準用する。この場合において、第50条及び第50条の2中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、第51条第1項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。）」と、同条第2項、第52条第1項及び第53条第1項から第3項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費審査委員会」と、同条第4項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第1項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。
- 6 第49条の2第1項及び第3項の規定は、第1項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係るものに限る。）について、第50条、第50条の2、第51条（第2項第1号、第8号及び第10号を除く。）、第52条から前条までの規定は、第1項の規定により指定を受けた介護機関（同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第2項本文の規定により第1項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）に限る。）について準用する。この場合において、第49条の2第1項及び第3項中「厚生労働大

臣」とあるのは「都道府県知事」と、第 50 条第 1 項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条第 2 項及び第 50 条の 2 中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第 51 条第 1 項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条第 2 項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定介護機関が、次の」と、「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第 2 号から第 7 号まで及び第 9 号、第 52 条第 1 項並びに第 53 条第 1 項から第 3 項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和 23 年法律第 129 号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第 4 項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第 1 項中「都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関」とあるのは「指定介護機関若しくは指定介護機関」と、「命じ、指定医療機関」とあるのは「命じ、指定介護機関」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

- 7 別表第 2 指定介護機関について、別表第 2 の第 5 欄に掲げる届出があったときは、当該届出に係る事由のうち第 5 項において準用する第 50 条の 2 の規定による届出をすべき事由に相当するものに基づく届出があったものとみなす。

別表第 2（第 54 条の 2 関係）

その事業として居宅介護を行う者又は特定福祉用具販売事業者	介護保険法第 41 条第 1 項本文の指定	同法第 75 条第 2 項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止があつたとき、同法第 77 条第 1 項若しくは第 115 条の 35 第 6 項の規定による同法第 41 条第 1 項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第 70 条の 2 第 1 項の規定により同法第 41 条第 1 項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第 77 条第 1 項又は第 115 条の 35 第 6 項の規定による同法第 41 条第 1 項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。	同法第 75 条第 1 項の規定による変更若しくは再開の届出又は同条第 2 項の規定による廃止若しくは休止の届出
------------------------------	-----------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------

<p>介護保険法第71条第1項の規定により同法第41条第1項本文の指定があつたものとみなされた居宅サービスに係る同項本文の指定</p>	<p>同法第75条第2項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止があつたとき、同法第77条第1項若しくは第115条の35第6項の規定による同法第41条第1項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第70条の2第1項若しくは第71条第2項の規定により同法第41条第1項本文の指定の効力が失われたとき。</p>	<p>同法第77条第1項又は第115条の35第6項の規定による同法第41条第1項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>	<p>同法第75条第1項の規定による変更若しくは再開の届出又は同条第2項の規定による廃止若しくは休止の届出</p>
<p>介護保険法第72条第1項の規定により同法第41条第1項本文の指定があつたものとみなされた居宅サービスに係る同項本文の指定</p>	<p>同法第75条第2項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止があつたとき、同法第77条第1項若しくは第115条の35第6項の規定による同法第41条第1項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第70条の2第1項若しくは第72条第2項の規定により同法第41条第1項本文の指定の効力が失われたとき。</p>	<p>同法第77条第1項又は第115条の35第6項の規定による同法第41条第1項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>	<p>同法第75条第1項の規定による変更若しくは再開の届出又は同条第2項の規定による廃止若しくは休止の届出</p>
<p>介護保険法第42</p>	<p>同法第78条の5</p>	<p>同法第78条の10</p>	<p>同法第78条の5</p>

<p>条の 2 第 1 項本文の指定（同法第 8 条第 22 項に規定する地域密着型介護老人福祉施設に係る指定及び同法第 78 条の 15 第 2 項に規定する指定期間開始時有効指定を除く。）</p>	<p>第 2 項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第 78 条の 10 の規定による同法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第 78 条の 12 において読み替えて準用する同法第 70 条の 2 第 1 項の規定により同法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定の効力が失われたとき。</p>	<p>の規定による同法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>	<p>第 1 項の規定による変更若しくは再開の届出又は同条第 2 項の規定による廃止若しくは休止の届出</p>
<p>介護保険法第 78 条の 12 において読み替えて準用する同法第 71 条第 1 項の規定により同法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定があつたものとみなされた地域密着型サービスに係る同項本文の指定（同法第 8 条第 22 項に規定する地域密着型介護老人福祉施設に係る指定及び同法第 78 条の 15 第 2 項に規定する指定期間開始</p>	<p>同法第 78 条の 5 第 2 項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第 78 条の 10 の規定による同法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第 78 条の 12 において読み替えて準用する同法第 70 条の 2 第 1 項若しくは第 71 条第 2 項の規定により同法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定の効力が失</p>	<p>同法第 78 条の 10 の規定による同法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>	<p>同法第 78 条の 5 第 1 項の規定による変更若しくは再開の届出又は同条第 2 項の規定による廃止若しくは休止の届出</p>

	時有効指定を除く。)	われたとき。		
	介護保険法第78条の12において読み替えて準用する同法第72条第1項の規定により同法第42条の2第1項本文の指定があつたものとみなされた地域密着型サービスに係る同項本文の指定(同法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設に係る指定及び同法第78条の15第2項に規定する指定期間開始時有効指定を除く。)	同法第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第78条の10の規定による同法第42条の2第1項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第78条の12において読み替えて準用する同法第70条の2第1項若しくは第72条第2項の規定により同法第42条の2第1項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第78条の10の規定による同法第42条の2第1項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。	同法第78条の5第1項の規定による変更若しくは再開の届出又は同条第2項の規定による廃止若しくは休止の届出
	介護保険法第78条の13第1項の規定により公募により行う同項に規定する市町村長指定区域・サービス事業所に係る同法第42条の2第1項本文の指定	同法第78条の17の規定により読み替えて適用する同法第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第78条の17の規定により読み替えて適用する同法第78条の10の規定による同法第42条の2第1項本文	同法第78条の17の規定により読み替えて適用する同法第78条の10の規定による同法第42条の2第1項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。	同法第78条の5第1項の規定による変更若しくは再開の届出又は同法第78条の17の規定により読み替えて適用する同法第78条の5第2項の規定による廃止若しくは休止の届出

		の指定の取消しがあつたとき、又は同法第 78 条の 15 第 1 項の規定により同法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定の効力が失われたとき。		
	介護保険法第 78 条の 15 第 2 項に規定する指定期間開始時有効指定	同法第 78 条の 5 第 2 項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第 78 条の 10 の規定による同法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第 78 条の 15 第 3 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により同法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第 78 条の 10 の規定による同法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。	同法第 78 条の 5 第 1 項の規定による変更若しくは再開の届出又は同条第 2 項の規定による廃止若しくは休止の届出
その事業として居宅介護支援計画を作成する者	介護保険法第 46 条第 1 項の指定	同法第 82 条第 2 項の規定による指定居宅介護支援の事業の廃止があつたとき、同法第 84 条第 1 項の規定による同法第 46 条第 1 項の指定の取消しがあつたとき、又は同法第 79 条の 2	同法第 84 条第 1 項の規定による同法第 46 条第 1 項の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。	同法第 82 条第 1 項の規定による変更若しくは再開の届出又は同条第 2 項の規定による廃止若しくは休止の届出

		第1項の規定により同法第46条第1項の指定の効力が失われたとき。		
地域密着型介護老人福祉施設	介護保険法第42条の2第1項本文の指定	同法第78条の8の規定による同法第42条の2第1項本文の指定の辞退があつたとき、同法第78条の10の規定による同法第42条の2第1項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第78条の12において読み替えて準用する同法第70条の2第1項の規定により同法第42条の2第1項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第78条の10の規定による同法第42条の2第1項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。	同法第78条の5第1項の規定による変更の届出
介護老人福祉施設	介護保険法第48条第1項第1号の指定	同法第91条の規定による同法第48条第1項第1号の指定の辞退があつたとき、同法第92条第1項若しくは第115条の35第6項の規定による同号の指定の取消しがあつたとき、又は同法第86条の2第1項の規定により同号の指定の効力が失われたと	同法第92条第1項又は第115条の35第6項の規定による同法第48条第1項第1号の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。	同法第89条の規定による変更の届出

		き。		
介護老人 保健施設	介護保険法第94 条第1項の許可	同法第99条第2 項の規定による 介護老人保健施 設の廃止があつ たとき、同法第 104条第1項若し くは第115条の35 第6項の規定によ り同法第94条第1 項の許可の取消 しがあつたとき、 又は同法第94条 の2第1項の規定 により同法第94 条第1項の許可の 効力が失われた とき。	同法第104条第1 項又は第115条 の35第6項の規 定による同法第 94条第1項の許 可の全部又は一 部の効力の停止 があつたとき。	同法第99条第1 項の規定による 変更若しくは再 開の届出又は同 条第2項の規定 による廃止若し くは休止の届出
介護医療 院	介護保険法第 107条第1項の 許可	同法第113条第2 項の規定による 介護医療院の廃 止があつたとき、 同法第114条の6 第1項若しくは第 115条の35第6項 の規定により同 法第107条第1項 の許可の取消し があつたとき、又 は同法第108条第 1項の規定により 同法第107条第1 項の許可の効力 が失われたとき。	同法第114条の6 第1項又は第115 条の35第6項の 規定による同法 第107条第1項の 許可の全部又は 一部の効力の停 止があつたとき。	同法第103条第 1項の規定によ る変更若しくは 再開の届出又は 同条第2項の規 定による廃止若 しくは休止の届 出
その事業 として介 護予防を 行う者又 は特定介	介護保険法第53 条第1項本文の 指定	同法第115条の5 第2項の規定によ る指定介護予防 サービスの事業 の廃止があつた	同法第115条の9 第1項又は第115 条の35第6項の 規定による同法 第53条第1項本	同法第115条の 5第1項の規定 による変更若し くは再開の届出 又は同条第2項

<p>護予防福祉用具販売事業者</p>		<p>とき、同法第 115 条の 9 第 1 項若しくは第 115 条の 35 第 6 項の規定による同法第 53 条第 1 項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第 115 条の 11 において読み替えて準用する同法第 70 条の 2 第 1 項の規定により同法第 53 条第 1 項本文の指定の効力が失われたとき。</p>	<p>文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>	<p>の規定による廃止若しくは休止の届出</p>
	<p>介護保険法第 115 条の 11 において読み替えて準用する同法第 71 条第 1 項の規定により同法第 53 条第 1 項本文の指定があつたものとみなされた介護予防サービスに係る同項本文の指定</p>	<p>同法第 115 条の 5 第 2 項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第 115 条の 9 第 1 項若しくは同法第 115 条の 35 第 6 項の規定による同法第 53 条第 1 項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第 115 条の 11 において読み替えて準用する同法第 70 条の 2 第 1 項若しくは第 71 条第 2 項の規定により同法第 53 条第 1 項本文の指定の効力が失われたとき。</p>	<p>同法第 115 条の 9 第 1 項又は第 115 条の 35 第 6 項の規定による同法第 53 条第 1 項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>	<p>同法第 115 条の 5 第 1 項の規定による変更若しくは再開の届出又は同条第 2 項の規定による廃止若しくは休止の届出</p>

	<p>介護保険法第115条の11において読み替えて準用する同法第72条第1項の規定により同法第53条第1項本文の指定があつたものとみなされた介護予防サービスに係る同項本文の指定</p>	<p>同法第115条の5第2項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第115条の9第1項若しくは同法第115条の35第6項の規定による同法第53条第1項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第115条の11において読み替えて準用する同法第70条の2第1項若しくは第72条第2項の規定により同法第53条第1項本文の指定の効力が失われたとき。</p>	<p>同法第115条の9第1項又は第115条の35第6項の規定による同法第53条第1項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>	<p>同法第115条の5第1項の規定による変更若しくは再開の届出又は同条第2項の規定による廃止若しくは休止の届出</p>
	<p>介護保険法第54条の2第1項本文の指定</p>	<p>同法第115条の15第2項の規定による指定地域密着型介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第115条の19の規定による同法第54条の2第1項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第115条の21において準用する同法第70条の2第1項の規定により</p>	<p>同法第115条の19の規定による同法第54条の2第1項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>	<p>同法第115条の15第1項の規定による変更若しくは再開の届出又は同条第2項の規定による廃止若しくは休止の届出</p>

		同法第 54 条の 2 第 1 項本文の指定の効力が失われたとき。		
その事業として介護予防支援計画を作成する者	介護保険法第 58 条第 1 項の指定	同法第 115 条の 25 第 2 項の規定による指定介護予防支援の事業の廃止があつたとき、同法第 115 条の 29 の規定による同法第 58 条第 1 項の指定の取消しがあつたとき、又は同法第 115 条の 31 において準用する同法第 70 条の 2 第 1 項の規定により同法第 58 条第 1 項の指定の効力が失われたとき。	同法第 115 条の 29 の規定による同法第 58 条第 1 項の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。	同法第 115 条の 25 第 1 項の規定による変更若しくは再開の届出又は同条第 2 項の規定による廃止若しくは休止の届出
介護予防・日常生活支援事業者	介護保険法第 115 条の 45 の 3 第 1 項の指定	同法第 115 条の 45 の 9 の規定による同法第 115 条の 45 の 3 第 1 項の指定の取消しがあつたとき、又は同法第 115 条の 45 の 6 第 1 項の規定により同法第 115 条の 45 の 3 第 1 項の指定の効力が失われたとき。	同法第 115 条の 45 の 9 の規定による同法第 115 条の 45 の 3 第 1 項の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。	

各区役所保健福祉部

区役所	所在地	電話番号
中央区役所保健福祉部	〒060-8612 中央区南3条西11丁目	231-2400(代)
北区役所保健福祉部	〒001-8612 北区北24条西6丁目	757-2400(代)
東区役所保健福祉部	〒065-8612 東区北11条東7丁目	741-2400(代)
白石区役所保健福祉部	〒003-8612 白石区南郷通1丁目南	861-2400(代)
厚別区役所保健福祉部	〒004-8612 厚別区厚別中央1条5丁目	895-2400(代)
豊平区役所保健福祉部	〒062-8612 豊平区平岸6条10丁目	822-2400(代)
清田区役所保健福祉部	〒004-8613 清田区平岡1条1丁目	889-2400(代)
南区役所保健福祉部	〒005-8612 南区真駒内幸町2丁目	582-2400(代)
西区役所保健福祉部	〒063-8612 西区琴似2条7丁目	641-2400(代)
手稲区役所保健福祉部	〒006-8612 手稲区前田1条11丁目	681-2400(代)

生活保護法 指定介護機関の手引き

令和8年4月発行

札幌市保健福祉局総務部保護課

札幌市中央区北1条西2丁目

TEL011-211-2992
